

令和5年度 第1回栄村自然環境保護審議会 議事録

日 時 令和5年5月11日(木)  
午前9時～午前12時  
場 所 栄村役場2階議場兼大会議室

「出席者一覧」(別紙)

**委嘱状の交付**

事務局(広瀬事務局長)

皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、栄村自然環境保護審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、本日が新条例施行後の最初の会議になりますので、これより、村長より委嘱書の交付を行いたいと思います。お席のほうへ参りますので、委嘱書をお受け取りください。

なお、令和5年2月から委員の委嘱をさせていただいております。審議会の名称の変更等がありますけれども、新条例施行後に委員になっていただきました小林様、相澤様を除き、8名の委員におかれましては継続してさせていただくことから、任期の変更はないことを御了承いただきたいと思います。

また、オンラインで参加の井田先生、須賀先生におかれましては、恐縮でございますけれども、後日郵送させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、村長、お願いいたします。

宮川村長

委嘱書。広瀬明彦様。栄村自然環境保護審議会委員を委嘱します。令和5年5月11日から令和7年2月11日まで。令和5年5月、栄村長、宮川幹雄。よろしくお願い致します。

【以下、順番に委嘱書交付】

**1 開 会**

事務局(広瀬事務局長)

それでは、これより会議を開催します。

**2 村長あいさつ**

事務局(広瀬事務局長)

まず初めに、村長より御挨拶申し上げます。宮川村長

宮川村長

おはようございます。まずは、このたび、栄村自然環境保護審議会委員について、皆様方に快くお引き受けをいただきましたことについて、心から感謝を申し上げます。また本日は、早朝より御多用なところ御参集をいただき、誠にありがとうございます。

議員発議により検討が進められ、本年4月15日に全面改定をした栄村自然環境保護条例は、近年、住民から、ギフチョウを中心とした当村の貴重な動植物や昆虫などの乱獲が激しくなってきたことを受けて、今まで村民が守ってきた豊かな村の自然が失われてしまうのではないかと、そういった危惧する声を受けたものでございます。

今回の条例の全面改定は、当村全体の豊かな自然を守るとともに、今まで自然と共に紡いできた住民の暮らしの全てを守りたいという願いが込められております。そして、この条例は、何より村や村民のために自然を守りたいという強い思いで制定に至っておるということでございます。実際に運用していく上では、まだ補わなければならない部分もあるかと存じますが、そういった部分も、今後本審議会で議論をいただき、改善を図ってまいりたいと考えております。

委員の皆様には、栄村の自然環境について、ぜひ活発な議論をいただき、栄村の自然保護とともに、自然を保護しながら、その活用や村民生活がより豊かになるような道筋が見える議論をお願いしたいと思うところでございます。

さて、今回の審議の案件としては、秋山で行われる地熱発電に関する掘削の開発届についてと、動植物の保護に関わる保全地区等の指定についての2件を諮問させていただきます。

地熱発電に関しては、当村では初めての案件であります。今回の地下資源の活用という新たな事業に対し、どのように対応していったらいいのか。村としても、正直迷いながら進んでいる状況でございます。

新たなエネルギーを開発することの重要性も認識するところではございますが、委員の皆様には、地質や動植物、また人々の生活環境という三つの視点を中心としながら、将来のことも考えていただきながら、ぜひ総合的な視点から、本案件について御検討をいただければと思います。

また、保全地区等の指定につきましては、先般申し上げましたとおり、現在栄村では、ギフチョウなどのチョウ類、昆虫類の乱獲が多くあって、ネットで栄村産として販売されている事実、こういったことも踏まえて、新条例制定に向けての動きとなったものでございます。こちらもどのような方策をもって、それらを保護していけばよいか。また、栄村として、今後の道筋・方針を決めていく上でも大きな選択であるとも認識しながら、悩みながら一歩ずつ、今、前に進んでいるところでございます。

委員の皆様には、ぜひそれぞれのお立場に応じて、村民の日常生活に寄り添った視点とともに、自然豊かなこの村の希少動植物の保護という客観的な視点という両視点から、様々な御助言をいただければと思うところでございます。

本日は、どうぞよろしくお願いをいたします。

事務局（広瀬事務局長）

ありがとうございました。

### 3 会長・副会長選出

事務局（広瀬事務局長）

続きまして、会長・副会長の選出に移ります。

会長・副会長は、委員が互選するという事になっておりますが、会長がまだ決まっておきませんので、会長・副会長が決まるまで、村長より進行をお願いしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

宮川村長

それでは、ただいま事務局から説明がありましたけれども、審議会の会長、それから副会長の選出をお願いしたいと思います。

会長・副会長につきましては、条例第24条「審議会に会長及び副会長1名を置き、委員が互選する」ということですので、皆さんからの御意見ををお願いしたいと思います。

まず、会長の推薦ということで、推薦される方がありましたらお願いをいたします。

市川委員

私、前会長だったのですけれども、特に案件もなく任期が過ぎてしまいました。今回につきましては、私は松尾眞委員を推薦したいと思っております。委員は、京都の御出身ですけれども、京都精華大学の准教授のときに栄村にいらして、その後定住されております。栄村の振興、震災の復興にも尽力されております。それから、村会議員として、村政にも深く御努力をされておきまして、現在3期目です。

もう一つは、この自然環境保護条例の制定につきましては、非常に尽力をされたと認識しておきまして、その幾つかの点から、松尾委員に会長になっていただくのが適切ではないかと考えておきます。

宮川村長

ありがとうございました。

ただいま、市川委員から松尾委員の推薦がございました。ほかにありますでしょうか。

< 発言なし >

特にほかにないようでありますので、松尾委員さんに会長をお願いしたいと存じますが、皆さん、よろしいでしょうか。

< 「異議なし」の声あり >

ありがとうございました。松尾委員さんには、これまでの経験を生かされて、委員の皆様意見をまとめられて、会長としての役割に御尽力をいただければと思います。どうぞよろしく願いをしたいと思います。

それでは、続いて副会長の互選についてお諮りしたいと思います。副会長につきましては、条例第24条3項で、「会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する」とございます。御推薦があればお願いしたいと思います。

会長、どうぞ。

松尾会長

御本人には全然話していないのですが、私を推挙していただいた市川さんにお願ひできればと思います。今回既に予定されている諮問事項はかなりやっかいで、会長・副会長でかなり実務をやらなければいけないのではないかと、会と会の間でそういうところがあって、村にいる時間がかかりあって、それなりにスケジュールの調整が可能ではないかということで、勝手に考えてしまったのですが、御了解をいただければとお願ひしたいと思います。

宮川村長

それでは、今、松尾会長から、副会長に市川委員さんを御推薦いただきました。皆さん、よろしいでしょうか。

< 賛成者拍手 >

ありがとうございます。それでは、市川委員さんに副会長ということでお願ひをしたいと思います。どうかよろしくお願ひします。ありがとうございました。

それでは、会長に席を移動していただき、松尾会長さんには、前のほうへ移動をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

#### 4 審議

事務局（広瀬事務局長）

ありがとうございました。

では、これから、会長の進行で審議のほうをお願ひしたいと思います。

諮問に先立ちまして、事務局より若干説明をさせていただきます。今回2件の諮問案件がございます。開催通知にも添付し、参考でも記載させていただきましたが、今回の開発届の案件につきましては、旧条例上で受付をなされたものとなっております。そのため、答申までは旧条例を適用するものとし、新条例上で新たに委嘱をされた2名の委員を除き、審議・答申を行っていただきたいと思ひます。

理由としましては、本来法律は遡及適用がされないこと、また、開発行為について、措置命令違反の罰金など、可能性は低いと思ひますけれども、影響を及ぼす箇所もありますので、届出時点の条例を適用するものでございます。

なお、具体的には、小林委員、相澤委員に、お手数ですが、開発行為の案件の際には後ろの席に移っていただきまして、オブザーバーとして御参加いただくとともに、専門家及び地元精通者というお立場で、会長から意見を求められる機会があった際には意見を述べいただければと思ひます。御了承のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、会長の進行でお願ひしたいと思います。

松尾会長

では、会長ということになりましたので進行させていただきます。特に打合せはございませんので、私もどうやっていいものか分かりません。特に就任の挨拶というのは用意し

ていませんが、実はこの2年ばかりの間、栄村で行われております希少動植物の1年目の調査結果を議会の場でお聞きしまして、これに対して何とか対策を打たなければいけないということで、この2年間いろいろやってきました。

時間がかかり過ぎたかと反省はしておりますが、今年3月の定例議会に、議員発議で、従来の栄村自然環境保護条例を全面改定する条例案というものを提出しまして、無事成立したということで、一つ新しいスタート地点に立てたかと思っております。

ただ、そういう条例の改正に懸命になっていた際には、まさかこの栄村で地熱発電の開発申請が出てくるということは1ミリも頭の中にもありませんでした。ちょうど議会に議員発議で条例改正案を出す手続を進めていたときに、それがございますという話が耳に入ってきて、その後いろいろ私個人で勉強できる限りのことは勉強しましたがけれども、率直のところ初めてのことで、なかなかよく分からないところが多いところですので、専門家の皆さんのお力をお借りして、十分な審議ができるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

宮川村長

それでは、諮問案件について、会長にお願いしたいわけですがけれども、初めに、開発届の案件のほうから、栄村自然環境保護条例第20条の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を伺うものでございます。

「1 諮問事項」、(1)栄村自然保護条例第12条に基づく開発行為の届出について、これは地熱発電を行うための調査井、調査の井戸の掘削をするものでありますけれども、次項事件について、付近の動植物、地質、地下資源等の自然環境、住民の生活環境に与える影響等、また「2 諮問事件」として、栄村自然環境保護条例第12条に基づく開発行為等について意見を伺うということでございますので、よろしくお願いをします。

もう一件は、保全地区等の指定案件についてでございます。栄村自然環境保護条例第22条の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を問いますということで、一つ諮問事項として、栄村自然環境保護条例第7条の規定に基づく保全地区等の指定について、条例第7条第1項第4号の規定により、下記特定動植物等の指定を行いたいということでございます。

諮問文を手渡しさせていただきますので、どうかよろしくお願いをいたします。

< 諮問文手交 >

よろしくお願いをいたします。

事務局（広瀬事務局長）

会長、すみません。村長でございますが、これから所用がございまして、ここで退席をさせていただきますと思います。

松尾会長

退席される前にですが、この審議会の事務局はどこになるのでしょうか。具体的な事務のことをお聞きしています。責任者はどなたですか。

事務局（広瀬事務局長）

私でございます。

宮川村長

それでは、会長よろしく申し上げます。皆さん、よろしく申し上げます。

< 宮川村長退席 >

松尾会長

この後どう審議していくかですが、まず、今、渡された諮問書そのものについて、読んだところ意味がよく分からないというところがございましたら、質問を出していただきたいのですが。

市川委員

審議事項が漠然としていて、自然環境とか生活環境に与える影響という言い方になっていますが、条例16条に規制基準が書かれているかと思います。何もないところでやるのも大変ですが、この規制基準、旧条例の段階でできているのかどうか。規則の中にそれがうたわれていないような気がするので、それがあれば、基準をまず示してもらったほうがいいと思いますが。

事務局（越智）

規制基準についてはつくられておりませんので、ない状態で進めていただければと思っております。

松尾会長

ほかにございますか。

では、私のほうからお聞きしますが、この開発行為の諮問事項で、「付近の動植物、地質、地下資源等の自然環境、住民の生活環境に与える影響」とありますが、景観は検討の対象ではないのでしょうか。その辺はどう考えてこの諮問書をつくられているのでしょうか。

事務局（越智）

生活環境の中に景観も入っているということで認識しております。そういうつもりで出させていただきます。

松尾会長

それは理解し難いですね。秋山という土地は、栄村にとって観光資源として位置づけられているわけで、それは単に、生活住民の環境というだけではないものがあると思いますが、そういうことはお考えになっていないのでしょうか。

事務局（越智）

そういう点も含めて、ぜひ皆さんで議論をしていただければと思います。

松尾会長

分かりました。それから二つ目は、新しい条例の第7条に基づく云々ですが、この特定動植物等の指定は、手元の資料に書いてありますが、地区の指定はしないということですね。動植物の種の指定のみだと。

事務局（広瀬事務局長）

そのとおりです。

松尾会長

分かりました。

事務局（越智）

一つずつ審議していただいて、開発届の内容なども、概要を読まれている方もいらっしゃると思うので、説明をさせていただきたいと思うのですが。

松尾会長

今は諮問の確認です。

事務局（越智）

すみません。

松尾会長

もう一つ、先ほど小林委員と相澤委員のお立場について事務局からございましたが、わざわざ席を下がっていただく必要はありませんね。

事務局（越智）

皆さんの意識づけの問題かと思っていまして、そのほうが見た目にも分かりやすいかと思っただけで配慮させていただいた次第です。

松尾会長

いかがですか。発言をしたいときは発言をされると思いますので、別に席を移ってもらわなくてもいいのではないかと思います。私はこのままいていただいたほうがいいと思います。発言を求められる場合は、私の責任でオブザーバーとして発言をしていただきます。

ただ、一応事務局の考えを受け入れて、その二つの審議会構成を分けるということは心がけますので、地熱発電の件についての意思決定の際には、旧条例に基づく委員のみで意思決定をするということで取り計らっていきたいと思います。よろしいですか。

<「はい」の声あり>

事務局からこの後説明がありますか。

事務局（越智）

何に関してでしょうか。

事務局（広瀬事務局長）

諮問の説明はさせていただきたいと思います。

松尾会長

では、諮問の内容について御説明をお願いします。

事務局（広瀬事務局長）

会長、申し訳ありません。本日の審議会の傍聴につきましては「できる」という規定になっておるのですが、会長は希望する者の傍聴を認めるという規定があります。実は、妻有新聞さんが傍聴に来たいということで連絡がありまして、会長の判断で、入ってもらいかどうか決めることにしておりますので、どんなものでしょうか。

松尾会長

傍聴していただいて結構です。よく村の告知放送で、議会などは何月何日にありますのでできるだけ傍聴に来てくださいという放送がありますが、この審議会は、そういう意味で公開、傍聴可とされるのでしょうか。

事務局（越智）

基本的にはどういう手段でも取れるという形になっております。なので、こちらの審議会で決めていただいて、毎回の審議会について傍聴をいたします、認めますということで放送を流すことも可能です。

松尾会長

では、基本は公開、傍聴可ということでよろしいですか。ただ、今日も審議が2つありますが、希少動植物の保護等で、それはあからさまにしたくないということがある場合は、それについては非公開とするということその時々判断させていただければと思います。

それから、公開、傍聴可ということと一体となりますが、議事録についてはどうということになっていきますか。

事務局（広瀬事務局長）

議事録につきましても、公表をするようになっております。

松尾会長

作成についてです。



事務局（広瀬事務局長）  
作成は事務局のほうで。

松尾会長  
作成のテンポです。

事務局（越智）  
すぐにとということですか。

松尾会長  
はい。

事務局（越智）  
なるべく早くやりたいと思っておりますが、何しろ分量が多いと思いますので、それなりに時間がかかると思います。

松尾会長  
1週間以内でお願いします。当然外注をしてください。  
職員がやっているのでは絶対にちゃんとしたテンポで出てこないです。今回諮問されていることから言えば、1週間以内に必ず完成した議事録を、全委員に配ってください。委員の皆さん方には議事録が届いて1週間以内に、自分の発言について、あるいはほかの委員の発言についても、あれば申し出ていただければ結構ですけれども、ここは違うということとかございましたら、それを事務局にお返しただいて、それを事務局と会長の責任で集約して議事録を確定していくというふうにして、次回の議論がつながるようにしたいと思います。  
この機械は知っていますが、必ずしもそんなにポンポン調子よく文字にしてくれるとは限りませんので、そういうことだけお願いします。  
では、内容のほうの説明をお願いします。

事務局（広瀬事務局長）  
開発からでよろしいでしょうか。

松尾会長  
はい。

**(1) 栄村自然環境保護条例（旧条例）第12条に基づく開発行為の届出について  
（地熱発電を行うための調査井掘削）**

事務局（商工観光課・斎藤）

商工観光課の参事の斎藤と申します。それでは、諮問案件(1)の開発行為につきまして、内容を御説明させていただきます。

事前にファイルとしてお配りしました開発行為の届出書を御覧いただきたいと思います。本届出書の届出日は、令和5年3月7日。届出者及び行為者は、SGET 栄村地熱発電合同会社代表社員、スパークス・エナジー一般社団法人。職務執行者、北川久芳氏であります。

届出書1番、行為の目的、2番、行為の場所によりますと、業者は栄村秋山郷の屋敷地区におきまして、地熱による発電事業を行うため、調査井の掘削を行いたいというものです。

届出書3番、行為の規模。調査井の深度は2,000mの垂直掘削。掘削抗径は444.5mm、抗底径は215.9mmです。

ここで、届出書参考資料の5番の付箋のページをお開きいただきたいと思います。このページの掘削計画の「4 ケーシングプログラム」というところを御覧いただきたいと思いますが、本掘削は4段階の掘削を行い、それぞれの段階で掘削の径が異なります。

この裏面の図面を御覧いただきたいと思います。若干字が小さくて見づらいと思いますが、第1段階は地表から50mで、掘削径が609.6mm、第2段階はそこから400mまで、掘削径444.5mm、第3段階はそこから1,200mまで、掘削径311.2mm、第4段階はそれより2,000mまで、掘削径215.9mmとなります。届出書の掘削径は、この第1段階、第4段階の掘削径を記載したものであります。この掘削の4段階において、それぞれの掘削径に見合ったケーシングというものが挿入されます。

届出書に戻りまして、4番の掘削箇所地番の地権者は3名であります。具体的な場所になりますけれども、2番の参考資料を御覧いただきたいと思います。掘削の具体的な地点ですけれども、屋敷地区の秋山小学校秋山分校と書いてありますけれども、そこから北東におよそ150mの距離が掘削地点ということになります。

届出書に戻りまして、5番の掘削開始予定日は、令和6年4月1日を予定しています。

届出書6番の当該地で行う理由についてでありますけれども、記載のとおり、秋山郷地域を地熱資源の有望地であると考えており、本地域では1,000から2,000kW程度の地熱発電実施を計画しています。そのために、本地域における深部高温貯留層の確認及び地熱構造モデルの精密化が必要であり、調査井の掘削を実施したいというものであります。

7番、他の地域で行うことができない理由であります。令和2年度に実施しました地熱資源に関する地表調査の結果に基づき、本地域における地熱構造モデル及び地熱流体流動モデルを作成し、掘削地点の決定をしたというものであります。

これにつきまして、参考資料の7番をお開きください。掘削地点の選定理由書であります。概要として、秋山地区が地熱資源の有望地であることから、地熱貯留層が発電事業に利用できるかを判断するために、2,000mの掘削調査を行いたいというものです。

次のページ以降は、事前調査結果の資料となります。これを調査しましたのは、申請者から委託を受けた調査会社が行ったものになりますけれども、本調査におきましては、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、以下JOGMECと略しますけれども、こちらの令和2年度地熱発電の資源量調査事業助成金交付事業の採択を受けまして、秋山地区

で地表調査を行い、屋敷地区で有望な貯留層を確認できたため、屋敷地区において調査井の掘削の実施を決定したものであります。

事前調査内容は、2ページの表の2-1、調査項目というところになりますけれども、空中写真、あるいは踏査による試料試験、電磁探査、重力探査を行い、総合的に解析したものであります。

以下のページは調査結果の報告書になります。

届出書に戻りまして、「8 その他必要な事項」というところですが、長野県での掘削には、温泉法による半径 3km 以内の源泉所有者の同意が必要ですので、開発行為における本件としての同意と、小赤沢温泉の源泉所有者、これは栄村が所有しておりますので、その同意が得られれば、温泉法による掘削許可申請を長野県のほうに行う予定としております。

開発行為の届出書の内容についての主な説明は以上ですが、その他参考資料について簡単に御説明します。

参考資料の6番をお開きください。設備配置図及び構造図等があります。6番の資料の2枚目に、櫓の図面がございます。こちらの今の櫓の図面と、本日お配りしました補足資料、「栄村 屋敷地区における地熱開発について」というものを御覧いただきたいと思っております。こちらの5ページ目にその櫓をどのように使って掘削するのかというものが参考として示されています。こちらの5ページ目のほうが分かりやすいのですが、今回の掘削方法は、深井戸掘削の方法として標準的なロータリー掘削法というものにおいて行います。こちらは回転するダイヤモンドヘッドで土や岩を削り、地表から水を加圧放水して、削った土砂を汚泥として地上に排出しながら掘削を進めるものです。

回転する掘削軸及び挿入するケーシングを、この上部からつるしながら行うものですので、この櫓の高さは、H鋼などによる基礎部などを含め32.8mという高さになる計画であります。

参考資料にも、櫓のページ以降に機械設備の図面といったものが入っておりますけれども、掘削のための動力は、DRAW WORKSのMAC-400といった機械で掘削を行ってまいります。こちらはディーゼルエンジン2基が掘削の動力源になっています。

また、このDRAW WORKSの後に、Drilling Mud Pumpという青い機械がありますけれども、これで水を地中深くに放水しまして、泥と一緒に排出するといったような機械の掘削になります。

続きまして、参考資料の4番のページをお開きください。利用計画書というものが入っております。総事業費がここに書かれていますけれども、この部分自体は届出書の内容と同一になっています。2の事業スケジュールですが、本調査井掘削後に噴気試験というものを行いまして、発電をするのに十分な噴出があると判断された場合には、今は調査井ということで調査のために掘削をしているのですが、これを生産井ということで、発電に使える場合には、調査用のものから発電用のものに転用することも検討がされております。

次のページ以降は、今後これが発電事業が可能だという場合に、こういったような発電所が建設されるというイメージの図面になっております。噴出するものによりまして、蒸

気で発電する場合、あるいは熱水で発電する場合ということで、若干の発電設備の構造が分かってきます。

上のフラッシュ発電設備というものは、主に蒸気で発電をする場合、下のバイナリー発電というのは、熱水を利用した発電となります。あくまで発電可能であると判断された場合の次のステップのイメージでありますので、今回は参考ということで捉えていただきたいと思います。

次のページは蒸気量と発電量の関係、その後は排出の貯留ピットイメージ、(3)のピット、排泥プラントと書いてあるものがそのイメージとなります。

次のページの(4)以降は、掘削地点周辺の河川・温泉のモニタリングスケジュールとなります。また、表の 2 以降は、本発電事業における収支計画、採算性評価及び工程表になりますので、こちらは参考であります。

最後に資料 8 を御覧ください。これは令和 2 年 9 月から令和 4 年 6 月まで、23 か月間におけるモニタリング調査の報告書になります。モニタリング場所は、この資料 3 ページになりますが、付近の源泉 5 か所及び中津川の河川 3 か所における分析地点の結果の報告書となっております。開発行為以前及び開発後におけるモニタリングの調査結果により、環境に与える影響を比較することができるというものであります。

以上、簡単ですが、本開発行為に関する説明とさせていただきます。よろしく願います。

松尾会長

事務局、いかがいたしましょう。諮問の説明は続けて行いますか。それとも一遍、これについて質問等があれば受けますか。

事務局（広瀬事務局長）

一つ一つお願いします。

松尾会長

ただいま一つ目の諮問事項について事務局から御説明がございましたが、何か御質問があればお願いいたします。

関澤委員

付箋の 8 番がどこだったのか分からなかったのですが。

事務局（越智）

水質モニタリング調査の報告書からが 8 番です。申し訳ないです。7 番の後の 16 ページの次からです。

松尾会長

何か御質問はありますか。

では、私のほうからお伺いします。開発行為届出書というのは、最初の1枚目、これ1枚ですね。あとは添付資料ということになるのでしょうか。

事務局（斎藤）

そういうことになります。下のほうが欠けているのですけれども、開発行為を行う場所の地図とか、説明資料はつけてくださいとなっております。

松尾会長

付箋で、2、4、5、6、7とございますが、抜けている1と3は何でしょうか。

事務局（斎藤）

1番がこの開発行為届出書です。3番は、このSGET栄村さんと、地元の地権者の方の土地の賃貸借契約になっておりますので、そこは今回必要がないということで抜かせていただいたと思います。こちらの申請書の番号と皆様のお手元の資料の番号をそろえるために欠番ができてしまったということで、申し訳ございません。3番が抜けているということですね。皆様のお手元にある書類の番号は、2、4、5、6、7、8ということでよろしいでしょうか。

松尾会長

8番はついていませんでしたが。

事務局（斎藤）

すみません。ですので、3番は抜かせていただいています。

松尾会長

3番は本当に関係がないのですか。

事務局（斎藤）

突き詰めていけば内容によっては関係する部分もあることはあります。

松尾会長

マスキングをして出していただきたいです。地権者が複数おられて、契約内容が金額を除いて全く同じであれば、誰か代表して1名分だけで結構ですが、地権者のお名前、それから地番、そういうものはマスキングした上で、どういう契約がされているのかが分かるように出していただきたい。もし制約がかかるのであれば、例えばこの会議の場だけで閲覧が可だということでも結構ですから、とにかくそこを一度見ないことには、どういう契約がされているのかが見えませんので、その点は御配慮願います。

事務局（斎藤）

分かりました。

松尾会長

ほかに何かございませんか。

市川委員

私だけ話して申し訳ないですが、事前に目を通した段階で分からない点が幾つかあったので申し上げます。事務局のほうへは、一部お渡ししてありますけれども、1 点は、この申請した会社の体制というか、概要が分からない。資本金が幾らで、役員構成はどうなっているか、それは諮問には必要ないと考えたのかもしれませんが、少し気になります。たぶん添付資料でつけることになっているかと思えます。

それから、8 番のところで、長野県の土地掘削許可ということが書かれていますが、この許可が出されているのか出されていないのかということが 2 番目。

3 番目が今の土地の所有者の関係ですが、この土地が農業用地になっているのであれば変更しなければいけないとか、そういう手続がされているのかどうか。

土地所有者の関係については契約をされているような話ですけれども、地域住民の説明会とか承認は取られているのかどうか。

それから、後で出てくるでしょうけれども、地下資源を取ったときに、ほかの周辺の小赤沢とか、屋敷とか、和山の辺りの温泉に影響がないかどうかということで、その管理者とか所有者の承諾を得ているのかどうか五つ目。

この話し合いに入る前の段階で、その辺のことがはっきりしないので、背景として我々が承知しておいたほうがいいのではないかと考えています。

松尾会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局（斎藤）

会社の体制につきましては、一応会社の定款や構成といったものは資料としていただいております。今回の資料にはついていないですが、それは皆さんに提示はできます。

松尾会長

それを今すぐに刷っていただけますか。

事務局（斎藤）

続きまして、2 番の掘削の長野県への許可申請ですが、これはまだされておらず、半径 3km 以内の源泉の所有者の同意が必要です。3km 以内はお手元の書類の参考資料の 2 の、ページが振ってなくて恐縮ですが、4 枚目に掘削箇所から半径 1km、2km、3km というような掘削計画位置図があります。この中で、温泉法によって同意が必要な源泉所有者が屋敷の秀清館さんと、小赤沢温泉の楽養館と栄村、以上 2 名の同意があれば長野県のほうに許可申請ができるというものですので、まだ栄村の同意が得られていないということでもあります。

続きまして土地の関係になりますが、こちらは農業用地ではなくて、地目の変更はされておられません。

4番目の地区の合意ですが、屋敷地区及び秋山郷全体として、何回か説明会のほうは開催をしております、地元の屋敷の同意は得られているという状況です。

五つ目の御質問、温泉管理者の同意ということですが、切明温泉のほうで若干反対されておられる方がいるとは聞いておりますけれども、そのほかの方及び源泉の所有者については了解されているという話は聞いております。以上です。

松尾会長

よろしいですか。

市川委員

はい。

松尾会長

ほかに何か。

では、私から一つ、その会社概要の関係でお話ししますが、この事業は、どこの会社がやるのですか。

事務局（斎藤）

その関係で、先ほど御質問のあった会社の構成というもの、今プリントしていますが、それが非常に分かりやすいので、そのプリントがこちらに来るのをお待ちいただいでよろしいでしょうか。

松尾会長

たくさんのページを刷っているのですか。

事務局（斎藤）

3～4枚ぐらいです。

松尾会長

では少し待ちます。

事務局（広瀬事務局長）

いったん休憩しましょうか。

松尾会長

では、少し休憩します。

事務局（広瀬事務局長）

5分ほど。

松尾会長

5分ほどですね。

【 休 憩 】

松尾会長

では、再開いたします。

オンラインの先生方は見えませんね。今、SGET 栄村地熱発電合同会社の定款というものと、SGET 栄村地熱発電合同会社のこういう図が出されましたが、市川さん、これでお分かりいただけるでしょうか。

市川委員

役員の構成が分かりません。

事務局（斎藤）

こちらの絵のほうを御覧いただきたいと思います。SGET 栄村地熱発電合同会社は、そのピンクの部分で囲まれたものになります。この SPC というのは特定目的会社ということで、実態はペーパーカンパニーだということですが、結局、この発電事業だけに特化して、資金調達をしたり、税制上の優遇措置を受けられるようにする。あるいはほかの事業をやらないということで、いろいろな企業、いろいろな事業をやっていると、ある一つの事業で失敗してしまうと、この発電事業のほうまで負債を負ってしまったり、事業が続けられなくなるということで、この発電事業だけに特化した会社をつくることによって、将来的に安定した経営が可能になるということで設立されたものであると聞いています。

こちらのほうに資本金は 10 万円と書いてありますが、これがスパークス・エナジー一般社団法人の先ほどの申請者の代表の方が、この SGET 栄村地熱発電合同会社の代表になっているといったようなものです。

そのほかの役員ということになるのですけれども、この上に、匿名組合出資というものがあまして、それは右側のグレーのものが出資をしています。この匿名組合出資者は官民 ESG ファンドというものから出資を受けていますけれども、この ESG というのは、環境、社会、企業統治と言われてはいますが、この官民の官は東京都がここに何百億か出資をしております、その運用代理人として、スパークス・アセットマネジメントという会社が、この運用をすることに決定されてはいますが、これは東京都のホームページにも載っておりますけれども、このスパークス・アセットマネジメントがこの運用をして、**そ**この方がスパークス・エナジー一般社団法人の代表になっているというような関係性があります。

合同会社ですので役員は1人でいいということになりますので、恐らく定款を見ても、役員はたった1人ということです。あとは匿名組合がここに出資をしたり、金融機関が貸付けをしたりというような関係になっている。



先ほど、誰が工事をやるのかということですが、それは左側のほうに EPC 業務と書いてありますが、工事請負契約をこの SGET 栄村と工事業者がやったり、保守の委託につきましては、O&M業務というのをこの SGET 栄村が契約をしていると、そんなような構図になっております。

具体的にどこの会社が工事を請け負うかというのは、すみません、まだ確認はできておりません。契約もまだされてはいないと思います。今私がわかる限りはこのような状況です。

松尾会長

ありがとうございます。市川さん、どうでしょうか。

市川委員

こういう新しい形態なのかもしれませんが、そういうことでしたらいいんじゃないでしょうか。

松尾会長

ちょっとお伺いしますけれども、この事業は令和2年から始まっていると資料の中にも書かれています。JOGMEC を通して資源エネルギー庁からこの屋敷の調査に対する助成金が出されたことが事業の出発点になっていると思いますが、それが全てスパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社が出された応募に対して JOGMEC が採用したということですよ。

ですから、この添付資料の中にもこれまでの調査について、その JOGMEC の助成金で、スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社が調査をしてきたというふうに書いてあります。その両者はどういう関係ですか。

事務局（斎藤）

すみません、先ほどの図面に戻りますけれども、スパークス・グリーンエナジー&テクノロジーは、右上のグリーンで囲った部分になりまして、こちらのスパークス・グリーン&テクノロジー、SGET、この会社は発電所の開発や運営についてノウハウを持っているということで、SGET 栄村と契約をして、そのマネジメントアドバイザー契約と書いてありますが、開発の計画とか調査といったものについて、この会社が全て契約等を行っているということでございます。

松尾会長

この SGET 栄村地熱発電合同会社というのは、いつ設立されたのですか。

事務局

定款を見ますと平成29年11月17日作成ということになっていきますので、このぐらいの年代かと考えております。

松尾会長

これは違うでしょう。表紙に、平成29年11月17日作成、令和3年1月29日変更、令和3年3月22日変更、令和4年9月22日変更と書かれています。恐らくSGET栄村地熱発電合同会社というのは、私の記憶とは日付は違いますが、この令和4年9月22日変更で初めてこの会社が出てきたんじゃないですか。その前は、バイオ城陽、さらに設立時点では福井の会社だった。

だから、SGET栄村地熱発電合同会社というものがまずあって、それが発電所の開発・運営をスパークス・グリーンエネルギー&テクノロジーにお願いしたということはあると思います。一貫して栄村に来られていたのは、スパークス・グリーンエネルギー&テクノロジーからいろいろな話を持ってこられたはずで、このSGET栄村地熱発電合同会社というのは、今回の申請のときになって突然出てきた名前です、恐らく。その辺はどう説明を受けていますか。

事務局（斎藤）

今、私の想像で言った部分が多いのですが、確におっしゃられるとおり、地熱発電が有効だとならなければ、SGET栄村という会社もつからないし、出資も受けられないと思いますので、恐らく有効だという調査の後できっとつくったのではないかと、今おっしゃることを聞いて思いました。

事務局（越智）

ただ、そこら辺については会社からも説明を受けたわけではないので、実際にまた会社に聞いてみないと本当のところは分かりません。

松尾会長

そういう段階なんですね。分かりました。  
ほかに何か諮問事項で質問はございますか。  
関澤さん。

関澤委員

付箋4がついている事業計画書のスケジュールの下のほうに、「調査井から生産井への転用も検討しています」というのはどういった意味なのか。調査して噴出があると分かっても、生産井の転用をしない場合もあるということですか。

事務局（斎藤）

発電に使えるような熱水が出てくればそのまま転用ということだと思うのですが、それがもし使えない場合は、もう埋めてしまうということだそう。そういうふう聞いております。

関澤委員

十分な蒸気があったとしても、熱水量が噴出があると判断しても、これが生産には向かないという場合もあるということですね。

事務局（越智）

私、去年9月に国の機関の研修を地熱発電の関係で受けたのですが、例えば、有毒ガスなどが大量に出てきてしまった場合は、使えないのでそのまま埋めるみたいな話は聞きました。そういう状況もあり得ると思います。

関澤委員

もう一ついいですか。付箋5番のところですが、工期が2024年8月31日まで、これは今の状態の蒸気が進めていいよという状態のときまでが工期の期間ということになるのでしょうか。

というのは、もし駄目だったらという場合は工期には含まれないで、それから井戸を撤去する工事がまた始まってということですね。それは工期の期間ではないときに、駄目だったとなったら撤去しなくてははいけないですね。

松尾会長

撤去はしません。埋めるのです。

関澤委員

櫓とか。

松尾会長

その撤去は工期内です。

関澤委員

それも含めて8月31日までという解釈でいいですか。

松尾会長

これは1年目で短期間の噴気だけやって、いったん閉めて、2年目に本格的に噴気実験をやるとなっていますね。その間ずっと櫓は設置したままということですか。そこは何かお聞きになっていますか。

事務局（斎藤）

たぶん発電に対して十分な蒸気が出てくるのであれば、もう2,000m以上は掘る必要はないと思いますので、恐らく櫓はいったん撤去すると思うのですが、先ほど御説明させていただいたのですが、もう一本、その場合は1,000mの井戸、還元井という、下から出てきた蒸気を地中に戻す井戸をもう一本掘るので、またそのために櫓を建てる必要があると思いますので、また次の違う櫓ができる。成功した場合ですね。そういった流れになると

思います。具体的には、じゃあ次は何mの櫓ができるのか、その櫓をそのまま使って1,000mの井戸を掘るのかというのは確認していません。

松尾会長

関連してお伺いしますが、業者のほうは、事業計画としてここに貯留層があるだろうという見当をつけて、今回こういう調査井を掘るといふ申請をしてきているわけですが、今、事務局がおっしゃったように、調査井がそのまま生産井に使えるとなると、当然還元井が必要です。その還元井を1,000mぐらい掘るのだというお話だったのですが、それも含めた工事ですか。

事務局（斎藤）

いいえ、違います。これはあくまで調査井の2,000m、1本を掘ります、掘りたいという届出になります。ただし、その後、成功すれば発電所ができるので、そういったところも、例えば調査井をつくって、いざ発電所を、と思ったらそれは駄目だと言われても困りますので、こういった参考資料をつけていただいています。

事務局（越智）

補足ですが、手続的には1本掘るごとに開発届の提出と事業者が県に温泉法の関係で申請書を出す必要があるのですが、会社が掘りたいと思うたびにそれが出てきて、この審議会と県の審議会にもかけるという話になるかと思っています。

松尾会長

還元井は県には要らないです。還元井は温泉が湧き出ないですから、法律上温泉審議会にかける必要はないです。栄村の条例との関係では、確かに新しい開発行為だということでも届が必要かと思いますが、その辺は一つ一つ区別していくということですね。

それから、これは審議の中身に入ってしまうかもしれませんが、調査井を掘削するのであれば、今回出されている抗の抗径、抗の底径は明らかに異常に太いわけですが、生産井にそのまま転換するという前提で調査井には不必要な抗径が最初から用いられているわけですが、この抗径の意味合いを知った上でこれに同意をすれば、それはもう調査井の調子がよかったら生産井に転用するというのを同意するという意味合いを含めて、これが問題になっているかどうか。その辺はどうお考えですか。

事務局（斎藤）

その2,000m調査をするのに、具体的にどのぐらいの抗径で掘れば調査ができるのかというところも確認していません。ですので、例えば還元井を掘るためにも、上から最初は太くてだんだん細くなっていくので、何メートル掘るためにどのぐらいの抗径が必要かというのは確認していません。調査のために掘るのに、明らかに太いのか、このぐらいが妥当なのかというところは確認はしていません。

松尾会長

それはいいのですが、これは全部読むとですね、この調査井が調子が良かったら、新たな生産井を掘らずにそのまま生産井に転用すると書いてあるのです。いきなり還元井を掘る。ということは、これは生産井に使えるだけの太さのものを掘っているということですが、その辺はあまり聞かれていないということですか。

事務局（斎藤）

はい

松尾会長

分かりました。

では、進行ですが、一応諮問事項についての質問はここまでとしまして、これは今日で簡単に済ますわけにはいかないのですが、いろいろな書類を見て、今後こういうことを2回目、3回目で審議する必要があるのではないかと御意見も含めて、ひととおりがっつと読んだ上での感想・御意見をお聞かせいただいて、2回目以降の審議に生かしていきたいと思いますが、よろしいですか。

順番にお願いしたいのですが。

広瀬委員

ここに出ていないのですが、音については全く触れていない気がします。調査井の工事、あるいは発電所ができてからの音。どのぐらいの音が出るかということが触れられていないので、これはどうかと。

一つは、希少動植物のことに関わりますので、ここから話が出ないようにしていただきたいのですが、秋山郷にはイヌワシがいると聞いております。場所ははっきり分かりませんが、去年、イヌワシの研究者たちが米軍の飛行機が頻繁に通るということで非常に懸念しているという話を聞いております。ですから、音がイヌワシに影響を与えるということがあると思いますので、工事によってどのぐらいの音が出るのか。それから、出来てから稼動しているときにどんな音が出て、ましてや周りの住民がそれに対して全然問題がないぐらいの音なのか、その辺りが非常に気になります。

もう一つは、水を貯水槽に貯めて排出すると書いてあります。工事中、あるいはその後もですが、どういう温度の水が流れていくのか。川にちょっと2℃でも3℃でも高い水が流れると、恐らく川の水質も変わってくる可能性があると思いますので、その辺りもお聞きしたいと思います。

松尾会長

では、市川さん。

市川委員

先ほどお話ししましたけれども、細かいことにはなりますが、今広瀬さんが言ったのですが、出てくるものとしては、先ほどのディーゼルエンジンの排気ガス、取ったときの泥水、それからどんなものが出てくるか分かりませんが、蒸気とかが熱水が吹き上げてく

るのか、有毒ガスが出てくるのか、それともう一つは今の音の話ですが、出るものの処理をどういうふうに考えているのかということを確認したいと思います。

泥水に関しては貯水槽をつくって、あとは産業廃棄物として処理すると書かれていますけれども、どういうふうにとれぐらいの頻度でどこへ運んでいくのかということが分からないので、もしその辺がしっかり分かっているのであれば安心できるかなという気がします。

あと、大型トラックが頻繁に出入りするということはないでしょうけれども、交通に及ぼす影響とか、そこら辺も考えたほうがいいのかと思います。

もう一つですが、実際に発電するようになったら継続年数が15年と書かれていて、その耐用年数などは原発みたいに延長、延長とやっていくのか、保守点検をして延長できるかもしれませんけれども、これだけのお金をかけて2,000kWで15年でペイするののかどうかというのは、計算書もついていましたけれどもちょっと分からないので、できれば、会社の人に一度来て説明してもらうとか、皆さんの質問をぶつけるとか、そういうふうにしたほうが、それをまず最初にやったほうが手っ取り早いのではないのでしょうか。というのが私の感想です。

松尾会長

では、保坂さん。

保坂委員

今回の審議会の資料が届いた時に目を通したのですが、やはり自然界に及ぼす影響、住民に及ぼす影響という、要はデメリットの部分というものに対する対処が何も書かれていない。ましてや、地元との協議というのはこの補足説明のほうを見るとこれからやっていくのだということですが、やはりこういった計画、この場所を特定したという段階から地元との協議を実施して、その中でちゃんとデメリット的なことを伝えた上で同意を得ていくという行為が並行して行われていかないといけないのだろう。

やはりこの開発行為届出書に添付ということではないのかもしれませんが、ちゃんと地元との協議をなされているというようなことを明確に示されないと、なかなか理解が得られないのではないかと思います。

その中身については、デメリットの部分については自然環境のほうの復元のための措置とか、いろいろ住民の皆さんへの影響を与える場合の対処とか、そういうこともちゃんと計画の中に示されないと、やはりなかなか理解が得られないのではないかと思いますので、そういったデメリット部分に対する周知、対処法というものも添付していただければと思っています。

松尾会長

オンラインの先生方、大丈夫ですか。

事務局（越智）

では、井田先生のほうからお願いできますでしょうか。

井田委員

私からは一つですが、実際稼動した場合のリスクが心配です。あってはならないことですが、万が一事故みたいなことが起きた場合にどのような影響が出るのかが分かりづらいかと思っています。

あと、その際に、規模の大小はともかく、そういう事故が起きた際に駆けつけて対応する、対処するまでの時間とか、割と奥山にある場所なので、そういった体制がどのようになっているかというのが気になるところであります。

事務局

では、須賀先生、お願いします。

須賀委員

諮問事項であります動植物や自然環境、生活環境等に関連して、3点ほど今後検討していかれるといいかなと思っています。

まず、1点目は動植物です。これには植物と猛禽類でそれぞれ気になる点があります。植物の希少種が工事箇所には生育していないかどうかの確認をして、もし生育が認められるのであれば、工事で損傷しないような配慮ができないかどうかという点が動植物の一つ目です。

動植物の二つ目は、同じく希少種ですが、先ほどもありました猛禽類です。イヌワシ、クマタカ等の生息の可能性があるのではないかと思います。その際に営巣期間、猛禽類の1年間の中での生活サイクルを見たときに、この時期には騒音を控えたほうがよいという時期がありますので、その時期を避けて工事をするのが可能かどうか、その点が気になります。

2点目としましては、冒頭でもありましたけれども、生活環境に含まれる景観への配慮です。本日いただいた資料の中にも、参考資料4の利用計画書の中に外観のイメージがありましたけれども、生活文化の遺産としても注目されている秋山郷でありますので、周囲の景観ともう少し調和したような外観の施設に設計を改良するというのが可能なのかどうかという点が気になりました。

3点目は、地域の社会経済への貢献についてです。地熱発電は再生可能エネルギーですので、広く捉えればカーボンニュートラル、地球温暖化を防ぐことにも貢献するわけですが、石油由来のエネルギー源の持つ問題の一つは、地域の外部にその資源を依存することで地域から経済的・社会的な資源が流出してしまう。例えば、エネルギーを買うのに外に対してお金を払わなければならないわけですが、地域にあるこういった再生可能な資源を活用するということが、地域の社会や経済の持続性に対するメリットがこういうふうに見込めますということがあるのかどうか。その点についての理解が、合意形成の際には一つ大事な材料になってくるのではないかと思います。

以上3点です。

松尾会長

ありがとうございます。  
次は山田さん。

山田委員

この名簿の中では小赤沢になっていますが、一応屋敷に住んでいます。地元です。説明会は大分スパークスさんのほうから来ていただいているのですが、今出てきたような動植物に関する事とかそういうことについては、まだ触れていない状況です。排水も同様ですけれども、広瀬委員が言われたように、温度のある水が出てくると、かなり影響してくるものもあると思います。その辺をもうちょっと開発の会社のほうで御説明いただきたいと思っています。

松尾会長

よろしいですか。  
では、関澤委員

関澤委員

私も一緒です。熱水の問題で、いいようなことしか書いていないので、1℃でも2℃でも本当に上がれば環境に与える影響はすごいと思うので、その辺が一番心配かと思っています。

松尾会長

それでは、今10時半を回っております。もう一つ諮問事項があるのですが、今、大体1回目として、事前に配付された資料を読んだ上での意見、疑問点、感想をお出しいただきましたので、これを整理しまして、論点整理をして、2回目以降の審議の内容の方向を決めていくということで、これについては、今日はここまでとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

## (2) 栄村自然環境保護条例（新条例）第7条の規定に基づく保全地区等の指定について

松尾会長

それでは続いて、新しい条例の第7条の規定による特定動植物等の指定の説明を事務局からお願いします。

事務局（教育委員会事務局 越智）

教育委員会事務局の越智と申します。すみませんが、座って説明させていただきます。

今回、栄村自然環境保護条例第7条の規定に基づく保全地区等の指定についてということで、村としては、条例第7条1項第4号の規定により、特定保護動植物等の指定を行いたいと考えております。



次第の資料の5ページをお願いいたします。こちらは諮問の別紙となっております。説明させていただきませんが、条例第7条1項第4号の規定により、特定保護動植物等の指定を行いたいと思っております。なお、条例第7条1項第1号から3号の地区指定においては、以下の理由により今後の検討としたいと思っております。

理由といたしまして、1号から第3号の保全地区・規制地区として、地区を指定する場合、開発行為等を行う場合で、地区の住民の生活に影響を及ぼす場面があることが想定されます。そのため、保全地区・規制地区の指定に当たっては、地区住民への丁寧な説明など、理解・協力を得るために十分な時間をかけながら設定していく必要があります。

2ですが、しかしながら、一部マニアや業者等による採取行為が多くなってきている現状がありまして、そういったところの規制が当村にとって喫緊の課題であると考えております。一刻も早く具体的な規制を行う必要があるため、特定保護動植物等の指定を優先したいと考えております。

その次に行きまして、今回の指定について必要だと思っている動植物についての説明でございます。

一つ目は、環境省及び長野県のレッドリストの記載種全種にしたいと思っております。カテゴリーも、書かれているカテゴリーをここに列挙してあるところです。

指定の理由といたしましては、先ほどと重複するところもあるのですが、ギフチョウ等の乱獲が頻発していて、ライトトラップ等により住民とのトラブル等も発生しているところです。栄村では令和2年からそういった声を受けて、希少動植物調査を実施しているところですが、長野県の指定希少動植物が長野県で規制されているものですが、それ以外の絶滅危惧種等の動植物等の捕獲も確認されているところです。調査も丁寧に行っているところですが、まだ栄村にいる動植物全てを網羅できるというわけではないので、村内全域を網羅的に規制するためにも、絶滅危惧となっている動植物全てについて指定をしたいと考えております。

(2)につきましては、そのレッドリストから漏れたところですが、今、栄村の調査で判明したここは大事かと思っているところ、採取・捕獲などの面も合わせてこの3種を規制したいと考えております。

1番目がミヤマカラスアゲハで、こちらはいることにはいるのですが、全国では減少が著しいものとなってきております。姿形の美しさから、秋山地区においては業者等による採取ツアー等も行われておりますので、そういったところも併せて、控えていただければと思っているところです。

続きまして、ミドリシジミ類です。樹上性のシジミチョウの仲間で、日本産13種のうち現在栄村では7種確認されております。こちらも栄村に毎年多くのマニアが採取に来ているところでありまして。ミドリシジミ類ということで、13種一応全種指定をしていきたいと思っておるところです。

次に、ユキグニコルリクワガタになります。村内では、主に野々海方面が産地になっております。こちらも小さいクワガタですが、色彩の変異があるため、村内でも大量に捕獲されて、インターネットで取引されているのが過去にも確認されております。現在は上がっているか確認はできていないのですが、ヤフオクで絶滅危惧種の取引が禁止されていたので、そういったこともありまして指定をしたいと思っております。

続きまして、6ページですけれども、先ほどの長野県と環境省のレッドリストに載っている種で、栄村と津南町で、苗場山麓ジオパークという地区を設定しております、その中で確認されたもののリストを載せてあります。一応栄村と津南町合わせて376種確認されております。恐縮ですが、栄村にどれだけいるというものが間に合わなかったのも、合わせてこれだけいるよという御提示になります。

事務局のほうからの説明は以上になります。

松尾会長

では、これについて、まず御質問があれば。

須賀委員

よろしいでしょうか。長野県環境保全研究所の須賀です。3点ほど質問がございます。

一つ目は、こういった形で条例によって規制を図っていくということの本来からすれば、それを厳正に運用していくということでもありますけれども、実際にその厳正な運用というのが効果を及ぼし得るような規制・取締りが可能な体制の準備ができるかどうかという点を、少し心配しております。栄村は非常に面積も広いですし、十分にその監視・規制の目が行き届くのかどうかという点です。

そうした場合に、保全地区・規制地区を設けるという形であれば、そういう地域を重点的に取組を行うということも考え得るわけですが、村域全体で多くの種の規制を一気にかけるということでもありますので、どういう形で実際それを厳正に運用していくかという点で、少し検討が必要なのではないかと思っております。

2点目は、この審議自体を公開で行うということになりますと、実際にこれを指定して施行するまでの期間において、駆け込み的な採取が集中的に生じる可能性もありますので、それに向けた情報の取扱いについても、少し注意が必要なのではないかと思っておりますが、この点についてもお伺いできればと思っております。

3点目は比較的小さな点かもしれませんが、長野県版レッドリスト、それから環境省のレッドリストも、いずれも時期によって改定が行われ、見直しで随時種の入替わりが起ってくるわけですが、そういう入替わりが起こった場合についてはどのような取扱いにするのかという点について、もし現時点でお考えがあればお伺いできればと思います。以上3点です。よろしく申し上げます。

事務局（越智）

事務局から説明させていただきます。1番目の厳正な運用をどうしていくかというところですが、こちらに関しても一応検討を続けている状態で、指定をされたときには、栄村のホームページ等を使って情報を公開して、皆さんに見ていただけるような状況にはしたいと思っております。

それに併せて、まだ検討段階ですが、今、栄村に希少動植物調査員が2名おります。去年おととしくらいから、秋山地域には各所に看板を立てて、あまり採らないでくださいと、長野県の指定希少動植物に指定されているので採らないでくださいみたいな看板も立てたりしているところではあります。

指定を行った後には、これまで捕獲が確認されているようなところにまたそういった看板を立て直したり、時期を見て地区の皆さんと希少動植物調査員と教育委員会と、今警察のほうにも一応声をかけていまして、時々一緒にパトロールができるような体制も構築できたらと思っているところです。

2点目の審議自体を公開で行うというところですが、公開・非公開について検討したのが、この一日二日のところでありまして、大変申し訳ないです。確かに駆け込みで採取をするということがあり得ると思っております。

会長にも諮らなければいけないところかと思うのですが、この保護動植物の検討については非公開で審議を行うとしてもいいのではないかと、今、私の意見ですけれども、考えたところであります。

続きまして、レッドリストについて更新がかかるというお話ですが、こちらとしては、資料5の2の1の①にあるように、最新のレッドリストの記載種ということで公示等には記載ができればと思っているところであります。ということですので、また更新がかかった場合には、最新版の指定がされるという形でいければと思っております。

事務局からは以上になります。

松尾会長

よろしゅうございますか。

須賀委員

ありがとうございます。

松尾会長

ほかに。

井田委員

井田です。1点です。指定に関してですが、希少種を指定することによって、住民の普段の除草刈りや農作業ができにくくなり、逆に動植物が減っていくということもあります。栄村は里山的な自然がまだまだたくさん残っているので、人の営みの中で生息・生育している動植物を保全する上で、日常的な人間活動のプラスの効果も重要です。指定することによってこうした影響も踏まえた上で、地域のエリア指定を進めていければよいかと思えます。よろしくお願いします。

松尾会長

今のはすぐ答えていただくというよりも、御意見をいただいたということで、この後に生かさせていただくということでもよろしいでしょうか。

井田委員

結構です。

事務局（越智）

一応1点だけよろしいですか。条例と規則の中では、日常の管理行為というところは住民の皆さんはやっていいということにしているところです。また、これまでも教育委員会の中で希少動植物にかかる講座なども行ってきましたので、そういったところも含めて今後もやりたいと思っていますところです。

井田委員

よろしくをお願いします。

松尾会長

ほかに。

では、小林先生。

小林委員

十日町市里山科学館キョロロの小林と申します。この第7条の理由にもあります一部マニアの方や業者等の採集、また販売に関するところで、具体的にどの程度の採集が行われてきたのか、そしてどういうふうな販売の方法がされているのかについて、具体例があったら教えていただきたいのと、これを今度どうチェックしていくのか。その体制について教えていただきたいと思います。

事務局（越智）

ありがとうございます。具体例につきましては、記録として残しているわけではないのですが、もしよかったら、涌井先生か、広瀬委員のほうから、これまでの経験から答えていただけると大変ありがたいです。

参考人（涌井調査員）

希少動植物調査員の涌井です。これまでの現状ということでしょうか。もともとこういう条例制定の動きが出てきたのも、栄村が特に秋山地区でギフチョウ等が大量に採られているのではないかと、そういうところから出てきたわけですが、まず、やはりギフチョウだけではなく、ほかにオオゴマシジミでありますとか、ルリタテハとか、越冬蝶とか、いろいろなものが対象として採集されています。

中には、今回はありませんでしたが、ウスバシロチョウというものも、大変地域ごとの変異がありまして、それについても、過去からやはり高額で取引されている。また、ミヤマカラスアゲハは絶滅危惧種ではありませんけれども、今年もある業者によって、5月27、28日に採集ツアーが予定されています。

そうしたものが、やはり栄村秋山地区のオークション販売に上がってきたりしています。秋山地区は、かなり色彩変化が異なるものが出ていますので、普通だと1,000円から1,500円程度のギフチョウが、時に数十万円の価格がつくこともある。それは栄村だけでなく、津南町・十日町のものも見受けられますけれども、ほかに、今ライトトラップで、

昨年も来ておりましたけれども、この近隣の山々でオオクワガタ、ヒメオオクワガタも採られていて、そういうものが販売目的で上がっている現状があります。

ただ、昨年 9 月 29 日からでしたでしょうか。希少動植物レッドデータブックに載っているものについては、ヤフーオークションでは出品が禁止になりましたので、そこら辺はまた状況が変わってくるかもしれませんが、ただマニア同士の方のものについては、今後も裏で続いていく形もあります。

そして今年度につきましても、相澤さん、松尾議員さんからも情報がありましたけれども、既に何人か目撃情報も来ております。そういうので、かなり長い間いたり、これまでも秋山地区でギフチョウを増やすためにあえて自分のところで育てて放チョウなさっている方もいました。昨年の例ですと、その放チョウしている脇で、やはり採ってしまう人がいて、あまりにも切なくてその方も声をかけたそうですが、結局ここは条例のある場所ではないだろうとか、採っても関係ないだろうとか、また、自分たちが採ったことで減るなんていうことはないのだというのが、常套的な返答でありました。

最近だとやはり、野々海周辺とかそういうところでももちろんギフチョウとかもありますし、ユキグニコルリクワガタという、これもまだ 2008 年によく種が細かく分類された経緯もあるのですが、レッドデータブックとかにも載っておりません。そういう中で、栄村の野々海地区が主な産地になるのだと思いますけれども、そういうものも大量に採られてネットに上げられています。オークションではかなりの値段がつくこともあります。

野々海地区では、オオクワガタなんていうのは、やはりペアで何万とかいう場合が出てきています。

あとほかに何かありましたか。これでいいでしょうか。

小林委員

今後見つけた場合のチェック体制は。

参考人（涌井調査員）

今までですと、まずはそういう守ろうとする動きが出てきているというのを知ってもらうために、私らの調査が始まった年から、まだ条例がないから禁止はできないのですけれども、立て看板を村内全域、25 か所ほど立てかけて、ギフチョウ等の調査もしますし、地域で保護を必要としているから採らないで、御遠慮くださいという看板を立ててきます。

それと一昨年、2021 年には、その看板を見たために栄村で採らずに、すぐ接している津南町に入って採集していた人もいました。そうしたことから、栄村と津南町で協力して、ジオパーク内ではそういうのは御遠慮くださいという看板を去年から立て始めています。

あとは、私らが回りながら、見つけた人には、今こういうふうには保護する動きが出てきているからぜひ採らないでくださいという、あくまで今のところはお願いしかなかった、これまではお願いしなければいけなかった。地域の皆さんも、例えば絶滅危惧種ではないミヤマカラスアゲハなどは、集まる木があるんですね。それに対して地域の住民の方が、ここに集まるチョウは大事にしていますので採らないでくださいという看板を立ててくださったところもあり、そういう点では、住民の人の意識も上がってきています。

またこれまでも、私たちが看板を立てたことによって、地域の人からも幾つか声を聞いています。というのは、これまでもやはりちょっと怖いような人たちもいたものだから、なかなかそういう人たちに対して地域の皆さんが声をかけられなかった、遠くでクラクションをプッポーと鳴らすぐらいだった。でも、そういう看板ができて、それはまだ条例ができる前の看板ですが、こういう看板が出たから採るのはやめてもらいたいという声をかけやすくなった。そういうことは何件か地域の人からも聞いているところです。

ですから、私たちがチェックしてどこかにつきだすということとはできないわけですが、そういうふうに、村内を回ったりする中で状況を把握している。

もう一つは、1年目ですけれども、その看板が出たときに、たった1週間のうちに、東京のほうにあるカリスマ的な採集業者がいるんですね。そこからもうメールが来ました。結局秋山地区とかで保護する動きが始まったみたいだけれどもどうなんだ云々みたいな、長い文章を早速いただきました。誠に身勝手な言い分で、それこそ腹が立つようなものですが、採集業者、採集マニアの親玉みたいなところから来ました。結局秋山郷に来た仲間からの情報がすぐそこに行って、1週間でそこから栄村にも情報が来た。そんな状況です。

#### 広瀬委員

今、涌井さんもお話しいただいたのですけれども、希少動植物調査員をさせていただいております広瀬でございます。

今ちょっと話に出たのですが、ここにブログがあります。名前は言いませんけれども、美麗ミヤマカラスアゲハ採集ツアー秋山郷、これは今年ですけれども、5月27日～28日、会費3万5,000円、オオゴマシジミ採集ツアー、7月29日～30日秋山郷、会費4万円と出ています。

これは栄村は関係ないですが、カラスアゲハ、オオバセセリ、アオスジアゲハ、八丈亜種、4月28日～5月1日、会費16万円、これは東京都ですけれども、こういうことを東京都の人は、これは亜種ですからその固有種を採りに行くと言っているわけですが、全くそれに対して動きがないのかなと非常に懸念をしているということです。

#### 松尾会長

ほかにはいかがでしょうか。

相澤さん。

#### 相澤委員

今の関連でございますが、私、遭難救助隊の仕事もしております、6月、7月に安全パトロールをするのですが、3合目でチェックをすると、どうも網を持った人たちが来て、「私たちは山頂に行きませんから心配しないでください」と言うのです。そうすると、脇に虫取りの網を抱えていますので、2名でした。何を採るかということ、山岳遭難ですから、案内ですから、チョウチョのことは話は聞けなかったのですけれども、実際には中腹へ行って高山チョウを狙うというようなこと。

もう一つは、ここからその壁ぐらいまで行く長い網を使って高山チョウを、夏に見かけましたし、手当たり次第に採られているという雰囲気は今までもずっとありました。以上です。

松尾会長

いろいろ大事な意見が出てきています。一つのポイントは実効性ですね。それからここで審議していること等々それなりのタイムラグがあって、情報が漏れるとやっかいなことになるという問題があると。

一つ私から事務局に質問ですが、7条の(4)の規定によって、特定保護動植物等の指定をしたいというのが今回の諮問です。同じ条例の7条の(1)～(3)の地区指定については、今回は行わないということになっています。じゃあ、7条の(4)の特定保護動植物等に指定をしたら、これらを保護する上でいかなる効果を期待できると考えて、この指定を諮問されているのか。そこについて御説明いただけますか。

事務局（越智）

条例の解釈の問題になってしまうので、保護審議会で議論をしていただくものとは思っているところでもあるのですが、一応私どもとしては、新条例の7条で保全地区等の指定があって、(4)で特定動植物等で指定をする。その後、保全地区等における行為の規制ということで、11条があります。その「保全地区等」というところで、第7条にも保全地区等の指定で(1)～(4)まであって、11条にも、保全地区等における行為の規制ということで、保全地区等については特定保護動植物等も入っているという認識です。

そこで、11条の(2)(3)(4)で、特定動植物等に対し捕獲の規制がかかる。また、(6)のライトトラップのところも、特定動植物等について、ライトトラップで採ってはいけないということで規制がかかるということで、そういったところを認識しているところであります。以上です。

松尾会長

この7条の(4)に基づいて諮問にあったものを、特定動植物等に指定すること自体について否定的な御意見はございますか。そういう指定は必要ないとか、すべきでないという。

事務局（越智）

今、事務局ではなくて、委員の皆さんに聞いていますか。

松尾会長

はい。井田先生、懸念がありますね。農作業などができにくくなって、人間による介在がなくなるので、かえって希少動植物が減るということもあるのではないかという話があったと思いますが、その点御懸念ですね。

井田委員

指定自体は大変いいと思うのですが、指定する際に、その辺も考慮したほうがいいというコメントです。

松尾会長

分かりました。指定することそのものについて、消極的な御意見はないと判断してよろしいですか。

< 「はい」の声あり >

では、そういう判断で進めたいのですが、指定して、一体いかなる効果を期待できるのか。あるいは効果を実際に上げるためにいかなる措置を取るのかということですが、実は、委員の皆さんには申し上げておきますが、この新条例の条例文をつくったのは私本人でございます。今、事務局と 11 条の解釈において対立しています。それはもうストレートに御紹介する以外ないと思っています。

私は、村に対して秋山郷全体をこの 7 条でいう(2)動植物等保全地区に指定していただきたいをお願いをしておりました。それと(4)の特定保護動植物等の指定を掛け合わせることで、11 条での様々な規制条項が発動できるということで考えておりました。

それから、先だって希少動植物調査員の方々ともお話ししたときに、いろいろとそういった話をしている、ライトアップも 11 条の(6)に出てきますが、やはりこれはどこかの具体的な場所が 7 条の(1)(2)等で何らかの地区指定を受けていないと、この 11 条(6)のライトアップ規制もできないのではないかとということで、追加で、関田山脈が狙われていますので、関田山脈に向かってライトアップのためのセットを並べられるような地区を考えてみました。

一昨年の夏に大規模に行ったときは、野々海高原そのものも含めてですが、大体山麓の平滝から青倉辺りにかけての集落の外れの道路上ないし空き地、こういうところに車をとめて、そこから山麓に向かってライトを当てる。一昨年の夏のときは、山が真っ赤に見えるほどでした。

それ以外に毎年のように役場がある森集落と隣の青倉集落の間、中条川というものが流れていますが、それを上がっていくと中条温泉トマトの国というものがございます。その少し手前に 2013 年の土石流で被害を受けて、栄村森林組合の事務所が撤去された空き地がございまして、そこに毎年数台の車が乱獲の設備を持ってやってきて、トマトの温泉の営業時間が午後 8 時までなので、午後 8 時以降は人が通らないと見て、8 時過ぎたらライトを点灯する。狙っているのはオオクワガタという事例がここ数年、見たのは 4~5 年ですね。

おとし及び去年は、堺駐在所の警察官が少し声をかけたということもあって、そのときは撤収されて、そういうことがあると、その年その後は来ないということがここ数年ございました。それで、急遽私としては、野々海に向かっての関田山脈の一角を動植物等保全地域に指定していただけないかということは村にお願いしています。

この数日、村と意見交換をしています。そういう保全地区については 7 条の 3 項を見ていただくと、こう書いています。「村長は、第 1 項の保全地区又は規制地区を指定しようとする場合において、その土地の所有者、占有者又は管理者があるときは、その承認を得なければならない」、ただ、その規則がどこかについていましたかね。



事務局（越智）

皆さんに送ってあるはずです。

松尾会長

規則の第2条でこういうふうに書いています。「村長は、条例第7条第3項の規定による承認を得る場合にあっては、指定同意書によるものとする。ただし、全ての土地所有者、占有者又は管理者から同意書を得ることが困難な場合にあっては、当該地区の住民で組織される自治会等に事前に説明し、告示することをもってこれに代えることができる」というふうにしています。

これをちゃんと伝えれば、私は村民の理解を得られるのではないかと考えています。これはもう条例文を議会の作業グループで検討した際にいろいろ議論しましたが、今日は個人的には文書を用意していますが、村民の日常生活行為に何らの規制を加えるものでもないということが条例の説明として、村ははっきりさせるべきだと考えています。

例えば、今泉地区に咲く希少種の花などは、逆に地元の人たちが農作業の一環として、のり面の草をきちんと刈ってくださっているからこそ、生育環境が保障されているという例もございます。それから、象徴的に取り上げられるギフチョウの場合も、人の手がほとんど入らないで草がボウボウになっているところよりも、人々が従来の里山暮らしを彷彿させるようなきちんとした管理活動をやっているならば、逆にそのギフチョウが産卵したり、生育したりする環境が確保されるということも、調査員のほうから報告されています。

私は、そういうことをもっと明確にして、地元の人々の同意を得てというか、例えば自治会を通して同意してもいいと思うのですが、そういうことに踏み込んだほうがいいのではないかと考えています。

それからこの新条例をつくるに際して、実は教育委員会事務局と議会の作業グループで、教育委員会のお世話になったのですが、先行的な条例を施行した魚沼市にお伺いして、かなり丁寧なレクチャーを受けてまいりました。ほとんど今回の新条例は、魚沼市の条例をなぞらえた。ただ魚沼市では、11条に当たるところが何々を禁止するではなくて、やっといういいことをバーッと挙げてある。そうすると、相当扱いが大変になります。

体制の違いも認められました。魚沼市はこういうことを担当する部署だけで二桁の人員が確保されて、管理職も、部長・課長・係長等々とおられますが、うちの村では、とてもじゃないけれどもそれだけの人員は確保できないということで、実際の規制の効果をどう上げるかということで考えたのは、やはり新しい条例をつくって、栄村はこれを守ろうとしているのだという意思表示をすることが第一。

第二は、それに対して住民が理解をして、村全体がそういう空気になっているという状態をどうつくるか。三つ目に、非常に悩んだところですが、警察のお力をお借りして、こちらが採取してはいけないと言っているにもかかわらず採ろうとする人を捕まえて、刑事罰の対象にするということをするかどうか。魚沼はそういう条例になっています。

その際に、魚沼市から御説明いただいたのは、そういうふうに刑事罰を適用するというのであれば、まず条例をつくるのに検察当局との打合せだけで10か月ぐらいかかります

よと言われまして、とてもじゃないけれども、それだけのことをやる力はこちらはない。それから、たとえそういう調整をして警察力で逮捕するとか、刑事罰を科すとかということも条例上勘案しても、栄村のこの広い面積、秋山だけをとっても相当広いですが、それに対して現実に存在する警察力というのは、水内駐在所の警官1名と、役場のすぐ前の堺駐在所の駐在警察官1名、計2名の警察力しかない。

以前、カヤの平というところでタケノコを許可を得ないで採取する者を取り締まったときは、飯山市と栄村の森林組合が合同で、特別な日に相当の力を導入して、夜が明けないうちに笹やぶの中に入って採って出てくるのを一網打尽に検挙するという形でやっていましたが、例えばこのギフチョウだとか、様々な希少種がいて、限られたところに必ず採る人間が現れるというわけではない、どこに出没するか分からない。それに対してカヤの平方式というのはそんなに簡単ではない。

だから、刑事罰を設けて逮捕云々ということよりも、条例をつくって、私たちが見えますよと伝えるようにする。特にほかの条例にはないものとして設けたのは、先ほど涌井さんがおっしゃっていたところは、図鑑を発行するのですね。図鑑を毎年1万円ぐらいで売るのでね。

その中に栄村のどこに行けば今年は採れるよというようなことが、場所の地図と写真入りで出されたというふうに伺った。それで条例の12条で、「何人も第7条により特定保護動植物等に指定された動植物の生息地、生育地を特定する情報を、印刷物やインターネット上等に無断で公開してはならない。但し、あらかじめ村長の特別の許可を受けた場合は、この限りではない」、こういう情報発信に対して規制をかけるというのが、栄村の場合には非常に有効なのではないかというのが一つあります。

それから、これは開発行為の場合も含めてですが、罰則規定で27条になりますが、9条3項の規定が新たに、9条3項の規定というのは、標識を壊したりすることですね。それから11条1項の2号から8号までの規定に関しては27条の刑罰は強過ぎる。採ってはいけないものを採るというようなこと、こうしたものをやったことについて、住所・氏名及び違反行為の内容を公表することができるという規定を設けています。

この間、5月3日でしたか、私、井田先生や今参加していただいている先生には、地名を言っても分からないかもしれないのですが、日出山線というところを歩いて秋山に向かいますと、よく観光スポットとして紹介されるブナのトンネルというものがあります。前倉という地籍だと思いますが、こっちからそこを見て、そこを出るかなというところでしたのです。5月3日の朝ですね。

私は、実はその場所で、相澤さんが4月28と29にそういうものに出くわしたというお話と写真を伺っていましたので、いるかもしれないなと思ってゆっくり進んでいたら、いたのです。それで、まだ向こうと距離がある段階でカメラでズームアップして写真を2枚ぐらい撮り、カメラはしまった上で御本人のところ近づいて、車から降りずに車の窓を開けて、「ギフチョウですか」と言ったら、「はい、そうです」と、「採るのをやめていただけますか」というようなやり取りをしました。

実は相澤さんが28日、29日に出くわしたのと全く同じ車、人物であるということは写真の証拠で分かりましたけれども、そういうレベル程度のこともかなり計画的に、反復的にやって、やっぱり栄村が指定した場所に行くと相当うるさい、時と場合によっては、人

物を特定されたり車を特定されたりして、いろいろ措置されるかもしれないということを相手に認識させて、徐々に徐々にそういう行為が無法にできないように持っていくということができればという考えでいます。

最初のほうで、須賀先生から実効性ということがありましたけれども、今、栄村で考えている実効性というのはそんな感じです。

大事なのは、地域の人たちがそういうことに関心を高めていただいて、誰もがそういう問題意識を持っているというふうに栄村全体をしていけるかどうかということが大事ではないか。それから、唯一人々の今やっている暮らしに影響があるとすれば、よく言われているアキアカネが減少しているのは、除草剤のせいじゃないかという問題。これはまだ論争があるところですから、決めつけてそう言いきるつもりはありませんが、そういう問題が議論されていますよということは、もう少し村としてきちんと住民に知らせていったほうがいいと思います。

できればもう一つ、7条にある里山環境保全地区というものをできるだけ早い段階で、一つ、ないし二つ指定したい。やはり放っておいたら草ボウボウになる、あるいは倒木があってもそのままになっていて、そこにツルが絡まっていてもう人が近づけないというような状態。しかし、以前の記憶としては、そこは非常に豊かな動植物が存在したということを知っている人たちが、今まだおられる。そういう人たちの導きを得ながら、そういう地域で少し環境を回復させていくことができるというふうにしたい。そういうことで、この条例をつくらせていただいたということです。

もう少し村のほうで、地区の指定ということについて柔軟に考えていただけないか。今日お答えは出ないかと思いますが。

#### 事務局（越智）

地区の指定については、今後検討したいと書いてあるとおり、今後やっていければと思っているのですが、行政の原則として、全ての土地所有者にまず承認を得ることになっていると

。規則のほうでも、「全ての土地所有者、占有者、管理者から同意を得ることが困難な場合にあっては」ということがあるので、取りあえず、行政としては、全ての土地所有者を明らかにする必要がある。

ある程度それらに対して同意を得るという行為をしなければならないのではないかと思っています。そこら辺がどれだけ柔軟にできるかというのは、また今後の検討かと思うのですが、地区の住民で組織される自治会、地区の皆さんが、例えばまとまってこの地区を指定したいのだというお話をこちらに持ちかけてきてくれたら、それでも皆さんの意思が統一されているものとみなしてやるみたいなことはできるかもしれないと思っています。そこら辺の検討は、また今後やっていければと思います。

#### 松尾会長

今のやりとりで何か意見ありましたら。

#### 市川委員

日本語としては、地区の指定をしなくても、種の指定をすればそれで規制がかかるという解釈でいいと思います。

私は、地区の指定をしなければ種の指定をした意味がないかということはないと思っています。要は、種の指定をしたということは栄村全域が対象になってしまうわけですから。それは、今事務局のほうから、手続的にそれをやっていたら、地区の指定をしていたらもう何年もかかります。それであれば、種の指定で網を掛けておいて、こちらとしてはどこへ来るかということが大体分かっているわけですから、現実的には、指定をしなくても、運用面ではそんなに影響はないと思います。

どうしても地区の指定をしなければいけないという理由が私にはよく分からない、今の御説明では。そういうふうに私は思いました。

ただ、追って地区の指定をしたほうがより効果的な運用ができるということであれば、それは今、越智さんが言われたように、今後検討していくものとして、条例の文章も、もう少し、例えば、地区の総会の際に承認を得ればいいのか、その程度だったらできるかもしれないけれども。確かに所有者、それから国有地もありますし、そこら辺はどうするのかとか、国立公園の中はどうするのかとか、いろいろな課題が出てきて、とてもすぐには解決できないと思うので、今のところは種の指定で先に網を掛けておいて、この条例を実行に移すというのを最優先にするべきではないかと考えます。

松尾会長

ほかにいかがですか。

広瀬委員

今、市川委員が言ったことはそのとおりだと思うのですが、ここにたき火のことが書いてあります。このたき火について規制をする地域というのはそんなにないと思うので、こういうのはすぐに、もしかするとできるかもしれないのですが、なかなか人の話を聞いていくというのは非常に大変なことだと思うので、ましてや、先ほど説明したとおり、もう5月中旬以降に何々屋さんというのがミヤマカラスアゲハを採りにくることが分かっていますので、なるべく早く実効的に移して、先ほど市川委員が言ったような形にしていくのがいいのではないかと思います。

おとし食草を小学校に植えました。そうしたら、もう去年早速ギフチョウが来ていました。それを見て、これは何とかなるのではないかと行って中学校にも植えました。中学校はまだ分かりません。

たまたまこの下の駐車場のところでギフチョウが横切りましたので、ここにも植えようかということで植えたら、火曜日には卵を産んでいなかったのですが、昨日越智君が見たら、もう卵を2~3羽産んでいたということで、先ほど確認したら産んでいました。

だから、皆さんが村の中で見たり認識していないけれども、実際飛んでいるということはそれで確認ができました。

だから、なるべく全域にかけたほうが、泉平などは、もう網を持った人が来ていますし、青倉の上にもそういう人もいますので、なるべくそういう形で早めに条例をまずやって、様子を見て、また問題があれば変えていくという形がいいのではないかと思います。

松尾会長

市川さんに質問ですが、先ほどおっしゃっていたのは、特定保護動植物等の指定をしないと、それで、事務局が言っているように捕獲の禁止ができるのだという解釈ですか。

市川委員

この 7 条の文章を読むと、「保全若しくは規制すべき地区又は保護すべき動植物を指定することができる」と書いてあります。これは要するに、地区と保護すべき動植物の指定というのは「又は」ですから、「及び」ではないですね。「又は」ということは、どちらか一つでもできるということです。

松尾会長

もちろんできます。だから、私が先ほど申し上げたのは、村が特定保護動植物等を、村、村長がこれらのものを特定保護動物等に指定したいという諮問をされたことに対しては OK ですという答申を念頭に置きます。

ただ、それを OK したとしても、だから自動的に指定された特定保護動物全てに 11 条が適用されて、捕獲を禁止していると読めるという解釈は私は取れませんということです。

市川委員

だけど、この 11 条の「保全地区等」と書いてあります。それは第 7 条でも「保全地区等」という言葉を使って指定しているわけです。だから「保全地区等」という中には、動植物を指定するという事も含まれるのではないですか。

松尾会長

これは「において」と、読んでいただいたら分かりますが、これは場所の指定です、起草者の意図は。

市川委員

起草者の意図はそうかもしれませんけれども、その「等」という言葉が入っていますよね。だから、「保全地区において」と書けば……。

松尾会長

「保全地区等」というのは、要するに保全地区と規制地区という二つの名称があったので「等」を使ったというだけの話です。「規制地区」というところもありますから。

どこどこで行為をしてはいけないというのが 11 条の条文の構文ですから、これは、場所を言っているわけです。第 7 条第 1 項の「保全区域等において」というのは。

市川委員

じゃあ、第 7 条第 1 項も「保全地区等」と書いてありますが、1 項というのは(1)から(4)までで。

松尾会長

だけれども、(4)は別に地区じゃないですから。

市川委員

だけれども、今「規制地区」というのは3ですよ。第7条の3。

松尾会長

1〜3を指していますね。

市川委員

第7条の1項というのは(1)〜(4)までですね。その後に、算用数字の2, 3というのは、2項、3項という意味ですね。その規制地区というのが出てくるのは3項じゃないですか。その11条で言っている1項の「保全地区等」というのは、規制地区とは言っていないわけですね。

松尾会長

1、2、3を指しているということですね。保全地区、規制地区というのは。

市川委員

そういうふうには読めないです。村長は第1項の保全地区「又は」ですから、第1項の保全地区が第1項の「規制地区」とは読めないです。規制地区というのは、第1項で出てこないですね。

松尾会長

7条1項の(3)。

市川委員

いえいえ、その3というのは3項ですね。

松尾会長

3項でなくて(3)、7条の。

市川委員

野外活動規制地区。そういう場所を示しているということであれば、「保全地区等」という中に場所ということであれば、それを指定しないとできないということもできますけれども、それを入れるとすると……。

松尾会長

ですから、わざわざそんなことを言う必要はないでしょう。採ることを禁止されていませんよなんていうことを言う必要はないですけども、11 条に基づいて禁止ですよというためには、保全地区に指定していただかないと、この条文を適用できないでしょうということですよ。

この第 11 条第 1 項の「保全区域等において」というところに、(4)の「特定保護動植物等」が入るという解釈ですと、「特定保護動植物等においては、特定保護動植物等に指定された動物を捕獲し、または卵を採取すること、これは禁止です」と。こんな日本語あり得ないです。

事務局（越智）

事務局としても、どちらでも取れると思っています。どちらでも取れるのですけれども、今、栄村に必要なものとして、特定動植物を指定して全村に規制をかけると捕獲者や乱獲する人、ライトトラップをする人みたいなものが規制ができる。この条例がつくられたというところが、乱獲などから栄村の自然を守るためにどうすればいいのかということで条例をつくったのではないかと考えております。

そこで、今このタイミングで皆さんが早く審議会を開いて規制をしたいという話を事務局としては受けていたので、じゃあ、今一番どうすればいいのかと考えたときに、「保全地区等」というところで、特定動植物も入れて読んで規制をかけるのがいいのではないかと、事務局としては考えております。

読み方の問題としては、例えば、第 11 条の「何人も、第 7 条第 1 項の保全区域等において」というところを、「何人も、第 7 条第 1 項の特定動植物等において次の各号に掲げる行為を行ってはならない」ということは、意味は通じるのではないかと考えております。

松尾会長

それは事務局の見解としてはお聞きしておきます。

もう 12 時が近づいておりますが、今日は諮問のあった種について、7 条 1 項の(4)特定保護動物等に指定するということが議題ですので、それについては諮問どおりにこれを指定するという答申にしたいと思いますが、その点は特に御異議はございませんか。

< 「異議なし」の声あり >

では、そのように答申はさせていただきます。それを踏まえて、どういうふう運用されていくのかということは審議の対象ではございませんので、一応そういう答申をさせていただくということにさせていただきますと思います。

答申の案文は一応会長と副会長に任せたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

< 「はい」の声あり >

この件はそういうことで終了します。

先ほどの 1 件目の地熱発電のほうですが、いろいろ御意見、御質問が出ていましたので、それらを論点整理した上で 2 回目の審議内容を決めたいと思いますが、諮問の中にこういう一文がありました。答申の期限が「おおむね 90 日以内」となっています。事務局は、

1か月1回で3回ぐらいで答申できないかというつもりらしいですが、今、私にはそんなような自信はございません。これがそんなテンポで処理できるかどうか。

しかし、ダラダラとやっているわけにはいかないので、少なくとも1か月をめぐりに2回目を設定したいと思っています。今日は5月11日ですので、6月中旬ぐらいをめぐりにして2回目を設定したいと思っています。ここから先のスケジュール調整は事務局でやっていただくしかないですね。

先ほど冒頭で申しましたように、今日の議事録を大体1週間めどにつくっていただいて、いったん皆さんのもりに届けさせていただきます。メールで届けるのが一番手取り早いかと思いますが、自分の発言を御確認いただいて、ちょっと違うということだったら直していただいて、最終的にきちんと直した議事録を確定することにしたいと思っています。

それと併せて、1回目の議事録を送れた段階でいいかと思うのですが、2回目の審議会ではこういう点をもう少し突っ込んで議論してほしいとか、あるいはそれまでに、これこれの資料を取りそろえてほしいという御要望がありましたら、それは事務局のほうに提出していただくことにしたいと思っています。

それから、これは全体にお諮りしたいのですが、地熱発電の図面がございましたけれども、井田先生、あの場所の土地勘はございますか。

井田委員

どの辺りになりますか。

松尾会長

屋敷の秋山の小学校の裏です。

井田委員

秋山小の裏……、何となくです。

松尾会長

細かいことは分からないですね。

須賀先生、いかがでしょうか。

須賀委員

私も現地の詳細はよく分かりません。

松尾会長

現地を見るためだけに全員が一堂に会するとすると日程の調整が難しいと思いますので、ひとまず、2回目の審議会の前に、栄村在住の委員さんを中心にして、御希望の方に参加していただく現地調査と言うと大げさですが、どの場所なのかが具体的にイメージが持たないので、そういう機会をセットしていただきたいと思いますが、事務局よろしいでしょうか。



事務局（越智）

こう言うと恐縮ですが、栄村に在住の皆さんは場所は分かるのではないのでしょうか。

松尾会長

場所は分かりますけれども、例えば掘削すると言っている地点があの一帯のどこなのか。向こうが40年契約で借り上げた土地がどこからどこまでなのか、これはやはり現地に行ってみないと、具体的なイメージを持ってないです。

事務局（越智）

掘削位置までということですか。

松尾会長

掘削に同意しろと言っているのですから。だから、その地点が分らないと、なかなか判断がしづらいです。

事務局（南雲）

先ほど市川委員さんからも、業者に話をお聞きしたいという意見もあったと思うのですが、現場の確認のときに、例えば業者も行って話を聞くと具体的なイメージがしやすいかと思ったのですが、そこら辺は委員さんはどうお考えかと思ひまして。

松尾会長

業者はそこに常駐しているのですか。

事務局（南雲）

常駐はしていませんが、一応業者のほうも、ここにこういう話が出るということはもちろん承知はしてまして、説明することも必要があればすると聞いていますので、日程調整ができれば。

松尾会長

それは別にしたいです。

事務局（南雲）

別にですね。分かりました。

松尾会長

それはやはり審議会全体で聞かないと、たまたま現地に行ったものだけが不用意に話を聞くというのはあまりよくないと思います。

事務局（南雲）

分かりました。それは、また2回目以降といいますか、2回目で論点の整理というお話でしたので、2回目までは、業者のほうには今回出た質問をこちら側から聞いておいたほうがいいのか、それともそこら辺について業者で用意してきたものを審議会に資料としてお出しすればいいか、そこら辺はどう考えればよろしいですか。

松尾会長

事務局と業者との間で、審議会で何が議論されているかということは一切伝えていただいたら困ります。何々が必要だという場合には、ここで議論されたことを踏まえて私の責任で審議会からこれこれの資料を求めているということについて、事務局のほうでお伝えいただいて、向こうが出してくれるのだったらそれを出していただくということにしてください。

先ほど情報の公開云々とありましたが、議事録をどの段階で公にするかというのは、そういうことも含めて判断しなければいけないと思います。

当然私たち審議会の構成員には、この審議会で出された様々な資料と同時に、議論している中身についても守秘義務があるということは十分御承知の上で、御対応いただきたいと思っております。

事務局（南雲）

分かりました。

松尾会長

現地調査といっても大げさなものではないですから、場所が分かればいいのです。

事務局（越智）

具体的には、2回目の開催までに現地調査をすることと、今回出た意見の取りまとめをして、事業者側に渡す書類をつくって、事業者にそれを渡して、回答をいただいて2回目の開催ということでしょうか。

松尾会長

難しい質問を業者に投げかけることは、今日の論点を見ている限りではなくて、何々を出してくださいというだけの話です。

事務局（越智）

もし2回目までに、例えば温度が何度上がるとか、その辺りにどういう動植物がいるかというのは業者がすぐに分かるかということ、どうなのかなということになりますけれども。

松尾会長

そういうことを追加で聞くつもりはあまりないです。これに出ていることを私たちは審議するので。

事務局（越智）

ただ、今回疑問が出た、例えば川の温度が上がるというのは……。

松尾会長

それは実は書いてあるのです。それに対する基本姿勢は、簡単に言えば、聞かないということ。この計画書自体を審議するわけですから。

事務局（越智）

承知しました。では、そこら辺も整理しつつということですね。

松尾会長

はい。

ほかに何かございますか。

井田委員

現地を拝見させていただく機会に、もし可能であればですが、周辺の主な眺望地点というのですか。ここからこういう見え方がするというような、そのイメージが持てるような場所が周辺にありましたら、そういった場所からも現地を見てみたいので、御検討いただければ幸いです。以上です。

松尾会長

事務局にお尋ねしますが、商工観光ないし教育委員会で、あの地点のドローン撮影はできますか。

事務局（斎藤）

建設課にドローンがありますので、慣れた方に使ってもらえれば可能かと思います。

松尾会長

それをやっていただくといいですね。ドローンというのは鳥の立場に立っていますけれども、あの近辺をうろうろしていると人間が予定地点が見える地点が何点かありますが、それは実際に人間の目で見たらこういうふうに見えるという写真を現地調査に行った時に撮って。

事務局（越智）

正直なところ、あそこが周りの山から見えるかという微妙ですが、ちょっと探してみます。道路から見えるところがあれば。

松尾会長

だから、見えるところはここですということを確認してくれば良いということですね。

ほかに何かありますか。

相澤委員

2回以降、小林さんと私はどうなりますか。

松尾会長

事務局はどうお考えですか。

事務局（越智）

オブザーバーで参加をいただくか。

松尾会長

私は冒頭申し上げたように、本来出てもらって、オブザーバーです。この件について答申するときには委員の一覧表には入れないけれども、一緒に議論していただくのが一番いいなと考えます。

事務局

でき得る限り御参加くださいということで通知を出させていただくようにします。

松尾会長

それでは、以上で、本日の審議会を閉じます。お疲れさまでした。